

革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領

平成 26 年 2 月 27 日
総合科学技術会議
革新的研究開発推進会議
平成 26 年 6 月 12 日改訂
平成 28 年 3 月 24 日改訂
平成 28 年 7 月 21 日改訂
総合科学技術・イノベーション会議
革新的研究開発推進会議

本文書は、革新的研究開発推進プログラム運用基本方針（平成 26 年 2 月 14 日総合科学技術会議決定）に基づき、革新的研究開発推進プログラム（以下「ImPACT」という。）におけるプログラム・マネージャー（以下「PM」という。）の選定等の方針、知的財産権、利益相反等の取扱いを定めるものである。

I. PM の選定等の方針

1. PM の公募について

(1) PM 応募者の要件

- ①応募は 1 名でなされること。
- ②応募するテーマに関連して、事業化を指向した研究開発活動や先端技術を核とした事業化活動等に卓越した構想力、知見、企画力及びマネジメント能力を有すること。
- ③国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に雇用され、PM 業務に専任できること。採用決定後 3 か月以内に可能な限り速やかに、機構との雇用契約（機構による直雇用、機構への出向等）を締結できること。（雇用契約の調整に特段の困難がある場合、有識者会議の承認の下、採用決定後一年以内に締結すること。）
- ④制度の主旨を踏まえ、上記③に基づく PM 業務への専任を基本とするが、次に掲げる場合に限り、兼任とする必要性を PM 選定過程において十分に審査した上で、例外的に兼任を認めることができるものとする。
 - (i) 現在大学に所属する応募者が、大学におけるクロスアポイントメント制度(*)を利用し、10%以下のエフォート率で大学教員としての業務(下記(ii)の研究業務を含むことはできない。)に従事する場合。

(ii) 現在大学、独立行政法人等公的機関に所属する応募者が、研究開発プログラムのうち一部の研究開発を PM 自らが実施することが成果を得る上で極めて効果的であると判断し、10%以下のエフォート率で ImPACT に係る機構からの委託研究の研究担当者として従事する場合。(大学に所属する応募者の場合、本研究業務以外の教員業務を含めても大学におけるエフォート率総計は 20%以下。)

(*) クロスアポイントメント制度が整備されていない大学については、以下を条件に、過渡的措置として機構からの委嘱契約により PM として参加することができる。

(a) 当該大学においてクロスアポイントメント制度が整備される見込みがあること。

(b) 採用決定後一年以内に機構との雇用契約を締結すること。

⑤応募段階における PM の居所が海外である場合には、採択後、速やかに居所を日本国内に移し、研究開発プログラム実施期間の全体にわたって PM 業務を確実に実施できること。テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められれば、PM の国籍は問わない。

(2) PM の提案する研究開発プログラム構想の要件

①総合科学技術・イノベーション会議が設定したテーマに基づく構想であること。

②実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションの創出を目指すものであること。(既存の研究開発の延長線上ではなく、飛躍的なイノベーションにつながるものであること。)

③我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識を結集するものであること。

(3) その他

内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)は、革新的研究開発推進プログラム運用基本方針及び本取扱要領に基づき、PM 公募要領を作成し、PM の公募を実施する。その他、PM の公募に関する詳細な事項は、内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)が定める。

2. PM の選定について

(1) 選定手順

①有識者会議における審査

革新的研究開発推進プログラム有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、提出書類の内容（研究開発プログラムの資金的規模の妥当性を含む。）を審査する。その際、必要に応じ、応募者からのヒアリングを行う。また、産学官の関係団体等からPM応募者及びPM応募者が提案する研究開発プログラム構想に関する意見を聴取し、当該意見を審査の参考とすることができる。

有識者会議は、応募者の中から、20～30名程度を目安として「PM採用候補」を選定し、推進会議に報告する。

②推進会議における審議・検討

革新的研究開発推進会議（以下「推進会議」という。）は、有識者会議からの報告を基に、「PM採用候補」について審議・検討を行い、予算額も勘案しつつ、「PM採用候補」の中から、十数名程度を目安に「PM採用案」をとりまとめ、総合科学技術・イノベーション会議に報告する。（追加審査を経た上で採用判断を行う必要がある場合には、追加審査終了次第、順次報告することとする。）ただし、採用数については実際の提案内容を踏まえて柔軟に対応する。

（２）選定基準

主たる選定基準は、以下のとおりとする。

①PMの資質・実績

- ・事業化を指向した研究開発活動や先端技術を核とした事業化活動等に関する卓越した構想力、知見、企画力及びマネジメント能力。
- ・テーマに関する専門的知見や理解力。国内外のニーズや研究開発動向の把握能力。
- ・幅広い技術や市場動向の俯瞰力。複眼的な視点での事業化構想力。
- ・研究者はもとより、関係者全てとの十分なコミュニケーション能力。目標達成に向けたリーダーシップ性。
- ・産学官の専門家とのネットワークと技術情報収集力。
- ・ハイインパクトなイノベーションを成し遂げようとする意欲。
- ・自らの研究開発プログラム構想について、対外的に分かりやすく説明する力。

②PMの提案する研究開発プログラム構想

（i）ImPACTの制度主旨との整合性

- ・PMの構想は、総合科学技術・イノベーション会議が設定したテーマに基づくこと。

- ・PMの構想の目標は、実現すれば我が国の将来の産業や社会のあり方の大きな変革をもたらすものであること。（広く国民の生活に還元されるようなものであること。）
 - ・PMの構想は、他の制度では取り組めないようなハイリスク・ハイインパクトなチャレンジをするものであること。（既存の研究開発の延長線上ではなく、飛躍的なイノベーションにつながるものであること。）
 - ・PMの構想は、既存の分野・研究領域に捉われず、異なる分野や領域の連携が求められるものであること。（単に特定の分野や領域を示すものではないこと。）
 - ・PMが構想する実施体制は、我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識を結集できるものであること。（研究開発プログラム構想の実施体制の適切性、参加者の見通しなど体制構築の実現可能性。）
- 国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用可能なデュアルユース技術も含まれ得ることとする。

（ii）構想内容の妥当性

- ・PMは、提案する構想がハイリスクであっても、その実現可能性を合理的に説明できること。（実用化・事業化に向けた合理的なシナリオが説明できること。）
- ・PMが構想する研究開発プログラムの実施に関する計画が妥当なものであること。（研究開発プログラムの資金的規模の妥当性、実施期間から見た成果設定の妥当性。）
- ・PMが構想の成果として提案する内容は、検証可能なものであること。

（3）採用数と金額規模の目安

PM採用数は十数名程度を目安とし、PM1人当たりの研究開発プログラムの金額規模は総額で30～50億円程度を目安とする。ただし、採択数及び金額規模はあくまでも目安であり、提案内容によって増減があり得る。なお、金額規模は、実施しようとする内容に見合った適切な額とする。

（4）秘密保持

推進会議、有識者会議の構成員（以下「構成員」という。）は、審査の過程で知ることができた個人情報及び審査内容に係る情報について審査結果公表の前後を問わず外部に漏らしてはならない。構成員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

（５）その他

その他、選定に当たっての審査手順など PM の選定に関する詳細な事項は、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が定める。

３．PM による研究開発プログラムの実施管理について

（１）PM の雇用及び PM 支援体制

機構は、PM の採用に関する総合科学技術・イノベーション会議の決定を踏まえ、PM を雇用する。なお、雇用契約は、総合科学技術・イノベーション会議が PM の解任を決定した場合に、その決定を履行できるような内容とする。

機構は、PM による研究開発、事業化等のマネジメント活動など研究開発プログラムの実施管理全般を支援するために内部組織を設置した場合には、有識者会議に報告するものとする。（組織の改編の場合も同じ。）

PM 支援体制の構築に当たっては、PM は、必要に応じて外部資源を活用できるものとする。

（２）研究開発機関の選定

①有識者会議による確認

PM は、研究開発機関を選定し、有識者会議に報告し、確認を求める。有識者会議は、主として次の観点から確認を行うものとする。

- ・制度の主旨に則って機関が選定されているか。
- ・PM 採用時に提案された研究開発プログラム構想に則って機関が選定されているか。
- ・選定に当たって推進会議の承認を要する、PM に関係する機関又は日本国外の機関が含まれていないか。
- ・選定に不適切な機関が含まれていないか。

確認に際しては、ハイリスク・ハイインパクトな取組を促し、PM に大胆に権限を付与するという制度の主旨に留意する。

確認の後、機構と各研究開発機関との間で契約を取り交わし、研究開発機関は、PM のマネジメントの下で、研究開発を実施する。

②推進会議による承認

PM は、PM に関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合、推進会議に対して選定の承認を求める。推進会議は、当該機関を選定することが、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、選定を承認する。

なお、日本国外の機関については、機構との間の契約条件に合意が得られない場合も想定されるところ、推進会議による承認後一年以内に契約締結の見通しが得られない場合には、承認を取り消す。

「PM に関係する機関」の取扱いは、「Ⅲ. 利益相反の取扱い」において定める。

（３）研究開発プログラムの実施管理

①実施管理の方法

機構は、PM の方針に基づき、研究開発機関との間で契約を締結する。この際、PM の方針に基づき研究開発計画を柔軟に見直すことができるような契約内容とする。

PM による研究開発の実施管理は、原則として機構と各研究開発機関との間の委託契約または共同研究契約により行う。

ただし、国外の研究開発機関の場合には、我が国の産業競争力強化の観点から知的財産権が有効に活用されるよう運用すると共に、技術流出等によって我が国の国際競争力に支障が及ばないよう留意する観点から、機構と研究開発機関との間でこれらに関連する条項を含む研究契約を締結するものとする。

②実施期間

研究開発プログラムの実施期間は、原則として３年間以上５年間以内（ただし、平成 26 年度は日数にかかわらず１年間と計算する）とし、当該期間全体にわたる多年度での研究開発資金の使用を可能とする。ただし、各研究開発機関における研究開発実施期間については、PM の方針の下、柔軟に設定することを可能とする。

③対象経費

次のような経費に使用可能とし、詳細は推進会議が定める基金運用方針によるものとする。

- ・ PM の人件費や、PM による研究開発、事業化等のマネジメント活動を支援するための事務経費
- ・ PM が選定する研究開発機関における研究者や研究支援者等の人件費、消耗品費、専用の施設の借料等、装置設備費・運転費、国際シンポジウム等の会議費、間接経費等に使える自由度の高い研究費

４．PM に対する進捗管理について

①PM からの報告

ImPACT の着実な推進を図るため、有識者会議は、全ての PM から進捗状況について、概ね半年毎に報告を受ける。

②PM への助言・協力

有識者会議は、PM から進捗状況報告があった場合又は助言が求められた場合、必要に応じて適切に助言するものとする。

また、PM は、成果の実用化のため、規制改革など制度上の改革や政府調達・政策金融等の制度の効果的な活用が必要となった場合には、推進会議に対して制度の改革や活用に向けて協力を求める。推進会議は、協力依頼の内容が妥当と判断される場合、関係省庁、関係機関への働きかけなど所要の措置を講じるものとする。

③PM への改善要求

有識者会議は、進捗状況報告の内容等を踏まえ、必要に応じて PM に対して改善を求めることができる。

改善を求めるに際しては、ハイリスク・ハイインパクトな取組を促し、PM に大胆に権限を付与するという制度の主旨に留意し、細かな改善を求めるのではなく、

- ・研究開発プログラムがテーマに示された産業や社会のあり方の変革に十分なインパクトを与えないことが懸念される場合に、より効果的な研究開発プログラム運営への改善を建設的に求める。
- ・日本政府の事業として不適切な点があれば是正する。

といった観点から大局的に行うものとする。

④PM の解任

有識者会議は、次のような場合、審議・検討を行い、PM の解任を推進会議に提案することができる。推進会議は、有識者会議からの提案を基に、PM の解任について審議・検討を行った結果を、総合科学技術・イノベーション会議に報告する。

- (i) 有識者会議が求める改善が行われない場合。
- (ii) 成果（テーマに示された産業や社会のあり方の変革）が見込めないと判断される場合。

⑤レビュー会の開催について

有識者会議における上記①～④の進捗管理に資するため、有識者会議の下に以下の項目を実施するレビュー会を置くことができる。レビュー会の構成は有識者議員の他、必要に応じ外部有識者を入れることができる。

- ・ PM から進捗状況のヒアリング
- ・ PM への助言・協力
- ・ PM への改善要求にかかる検討
- ・ PM の解任にかかる検討

5. PM の評価について

総合科学技術・イノベーション会議は、研究開発終了後に PM の評価を実施するが、その実施に当たっては、制度の主旨を踏まえ、主として次のような視点によるものとする。評価に関する詳細は、推進会議が別に定める。

①PM が実施管理を行った研究開発プログラムに関する評価

- ・ 産業や社会のあり方の変革をもたらす見通しは得られたか。
- ・ 漸進的ではなく、非連続なイノベーションが生まれる見通しは得られたか。
- ・ ハイリスク・ハイインパクトなチャレンジは行われたか。
- ・ 我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識を結集することができたか。

②PM 自身の活動に関する評価

- ・ 当初想定された計画では目標達成が困難な見通しとなった際の研究開発の計画変更や、派生した研究開発の展開、成果の事業化のための企画・調整など、PM によるプログラム・マネジメントの過程は適切だったか。
- ・ 目標通りの成果が得られない場合などにおいて、その原因分析・解析が適切に行われ、今後の我が国における PM 活動のあり方に関する有益な教訓を導出できたか。

6. 利害関係者の排除

構成員は、推進会議及び有識者会議の審議・検討対象となる案件の PM 又は PM 応募者が利害関係者に該当するか否かを確認した上で、該当する場合にはその旨事務局に申し出るとともに、当該 PM 又は PM 応募者に関する事項の審議・検討には参画しない。なお、利害関係者の範囲については、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が定める。

7. その他

推進会議は、研究開発終了から一定期間経過後に追跡評価を実施するなど、本プログラム全体の成果をフォローアップする。フォローアップに関する詳細な事項は、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が定める。

Ⅱ．知的財産権の取扱い

1．基本的な方針

得られた知的財産権については、PM の提案した研究開発プログラム構想を実現し、産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションを創出するために、適切に活用されるよう次の方針により運用する。

- ①産業技術力強化法第 19 条を適用し、知的財産権は、委託先である研究開発機関又は同機関に所属する研究者等に帰属することを原則とする。
- ②知的財産権は、研究開発プログラムから得られる成果の社会的・経済的価値（アウトカム）を最大化するために活用されることを重視し、委託先である研究開発機関による実施を主眼に置きつつ、必要に応じて研究開発プログラムに参加する研究開発機関（以下「参加研究開発機関」という。）による相互利用を可能とする。

2．具体的運用方法

（１）運用体制

- ①参加研究開発機関は、知的財産権の運用方針に関し、知的財産権の実施方法、知的財産権の移転、秘密保持、参加研究開発機関以外の者が関与する知的財産権の取扱い、参加研究開発機関が研究開発プログラムに参加する前から保有していた知的財産権の取扱い等の事項を含む契約を機構と締結するものとする。
- ②研究開発プログラム毎に、実施許諾条件等の知的財産権の運用に関する必要な事項について協議し、決定する場合（以下「知財運用会議（仮称）」という。）を設置する。知財運用会議（仮称）は、PM、参加研究開発機関の一部又は全部、機構から構成され、必要に応じて外部有識者を加えることができるものとする。

（２）知的財産権の実施

- ①知的財産権は、権利の保有者である研究開発機関、又は研究開発機関に所属する研究者等が起業するベンチャー企業が実施することにより、その事業化が促進されることを期待する。
- ②研究開発プログラムから得られる成果の社会的・経済的価値（アウトカム）を最大化するため、上記①による実施に著しい障害を来しないと判断される

場合は、知財運用会議（仮称）における実施料等の実施条件に関する合意を前提として、参加研究開発機関による相互利用を可能とするものとする。

- ③国の事業であるという性質上、公益性に配慮する観点から、参加研究開発機関以外の者に対し、知財運用会議（仮称）において上記①及び②による実施の優位性に配慮しつつ定める実施条件の下で、知的財産権の実施許諾を行うことができるものとする。

（３）知的財産権の移転

研究開発プログラムで得られた知的財産権の移転（売却、合併等）にあたっては、機構の承認を必要とする。機構は、技術流出等によって我が国の国際競争力に支障が及ばないこと、知的財産権に係る権利及び義務関係が継承されることが確認できる場合は、移転を承認するものとする。機構は、承認を決定するに当たっては、事前に PM の意見を聴くとともに、知的財産権の移転に係る重要な判断を要する場合は推進会議に報告するものとし、推進会議は必要に応じて承認の可否を判断し、機構に指示することができるものとする。

（４）国外機関の取扱い

推進会議の承認を受けて国外機関が研究開発機関として参加する場合は、ImPACT による研究実施により得られる知的財産権の 50%以上の持ち分は機構に帰属することを合意の上参加するものとする。なお、知的財産権の実施許諾は双方の協議により行うものとする。

（５）知的財産権に係る経費

- ①知的財産権の出願・審査・維持に係る費用（以下「知的財産権経費」という。）は、研究開発プログラム実施期間中は、研究開発プログラム経費（直接経費）として支出することができるものとする。
- ②研究開発プログラム終了後は、知的財産権経費は、知的財産権の保有者が負担する。

（６）その他

- ①研究開発プログラムに参加する全ての関係者は、オープン・クローズ戦略を明確にした上で情報管理を徹底する。

- ②複数の参加研究開発機関による共同発明に係る知的財産権は、当該参加研究開発機関の共有とし、持ち分比率については当該参加研究開発機関の意見を聴きつつ、知財運用会議（仮称）が決定する。
- ③参加研究開発機関以外の者が関与する場合の知的財産権の取扱いについては、知財運用会議（仮称）において定める。
- ④参加研究開発機関が研究開発プログラム参加前から保有していた知的財産権（バックグラウンド IP）については、研究開発プログラムの遂行又は研究開発プログラムの成果の実用化等に必要な場合、知財運用会議（仮称）における合意を前提として、保有者は実施を許諾するものとする。
- ⑤上記 2.（1）①に定める契約において、知的財産権の取扱い等にかかる事項は、参加研究開発機関が本事業への参加を取りやめた場合も、知的財産権が存続する期間は有効とする。
- ⑥知財運用会議（仮称）において合意に至らない場合は、研究開発プログラム実施期間中においては PM の決定に、研究開発プログラムの終了後においては PM 及び参加研究開発機関の意見を聴きつつ行う機構の決定に、それぞれ従うものとする。

Ⅲ. 利益相反の取扱い

1. 基本的な方針

PM の提案した研究開発プログラム構想を実現し、産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションを創出するという ImPACT の趣旨から、PM と参加研究開発機関の利害関係を画一的な基準によって判断し、結果的に我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識の結集を妨げることは適切でない。このため、PM と PM に関係する機関との間の利益相反については、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断するものとする。

2. 「PM に関係する機関」の範囲

「PM に関係する機関」とは、研究開発機関における研究担当者が以下のいずれかの関係に該当する場合の機関をいう。

- ①PM 自身が研究担当者となる場合。
- ②PM と親族関係にある者もしくはそれと同等の親密な個人的関係。

- ③PM の兼業元あるいは出向元である大学、独立行政法人等の研究機関に所属している者。あるいは、同一の企業に所属している者。
- ④PM と緊密な共同研究を行っている者。または過去 5 年以内に緊密な共同研究を行った者。
- ⑤過去に通算 10 年以上、PM と「密接な師弟関係」あるいは直接的な雇用関係にあった者。
- ⑥その他推進会議が利害関係者と判断した場合。

3. 運用方針

(1) 推進会議による承認

PM に関係する機関を研究開発機関として選定し、あるいは PM に関係する機関の研究開発資金の配分を増額しようとするときは、推進会議の承認を必要とする。推進会議は、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、これを承認する。

(2) 利益相反問題の未然防止

機構は、研究開発プログラム実施期間中において、PM が利益相反に関する判断に迷う場合等に随時相談できる体制（外部有識者からなる委員会等）を整備し、問題事案の発生を未然に防止する。

(3) その他

その他の事項については、機構の利益相反マネジメントの仕組みを活用することが適当な場合は、これを活用できる。

(了)